

「Road to EXPO! とくしま魅力発信事業 in 関西」の イベント実施に関する企画及び運営等業務

委 託 公 募 要 綱

1 業務概要

- (1) 業務の目的
「2025年大阪・関西万博」の開催を控えた関西圏において、徳島県の魅力を発信し、「若者」等を主なターゲットとして「徳島ファン」の拡大を図るため、「阿波おどり」を核としたイベントを開催する。
- (2) 業務の名称
「Road to EXPO! とくしま魅力発信事業 in 関西」のイベント実施に関する企画及び運営等業務
- (3) 業務内容
別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期間
契約締結日から令和7年3月31日（月）まで
- (5) 見積限度額
金3,656,000円（消費税及び地方消費税含む）とする。
なお、上記金額は予算額の上限であって契約額ではないので留意すること。

2 委託契約の方法

- (1) 契約方法
公募型プロポーザル方式による随意契約とする。
- (2) 契約相手方の選定
公募により企画提案書を募集し、その内容を審査して最優秀提案者を選定し、その提案提出者を契約予定者とする。

3 参加資格

次の全ての要件を満たす法人又は法人以外の団体であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (5) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を

- 受けることがなくなった日から2年を経過しない者
エ 暴力団の構成員等
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定されていない者。もしくは行政処分等を受け2年を経過した者。
- (8) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者。
- (9) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと思われる者でないこと。

4 参加方法について

プロポーザルへの参加を予定している者は、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 提出書類
- ア 参加申込書（様式第2号）1部
- ・法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
個人事業者の場合は個人事業開始届のコピー
 - ・会社概要が分かる書類
 - ・直近2期分の決算書
 - ・県税及び国税に未納がない旨の証明書
 - ・暴力団排除に関する誓約事項
- イ 企画提案書（様式第3号）7部
※別紙書類の書式については任意とする。
- ウ 委託業務に係る経費の見積書（様式第4号）7部
※委託業務に係る消費税額は10%とする。
- (2) 提出期限
- ア 参加申込書（様式第2号）
令和6年5月7日（火）午後5時まで（必着）
- イ、ウ 企画提案書、見積書（様式第3、4号）
令和6年5月17日（金）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法
持参又は郵便若しくは宅配便により提出すること。
※郵便の場合は、書留郵便又は配達証明によること。
- (4) 提出先及び問い合わせ先
徳島県関西本部 企画連携担当
〒542-0081 大阪市中央区南船場3丁目9番10号 徳島ビル4階
電子メール：kansaihonbu@pref.tokushima.jp
電話：06-6251-3273 ファクシミリ：06-6251-3380

5 審査及び結果通知

(1) 選定方法

選定委員で構成する受託者選定委員会を徳島県関西本部内に設置し、事業者より提出された企画提案書を基にヒアリングを行い総合的に評価し、1者を選定する。

ア 選定委員会実施日時

令和5年5月下旬（日時は別途通知する。）

イ 選定委員会開催方法

事務局が指定する日時において、ウェブ又は対面でのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(2) 選定基準

次の項目により評価する。ただし、配点等に関する質問は受け付けない。

選 定 項 目	
提案内容の実現性	事業が遂行できる組織、管理運営体制となっているか
総合的な企画力	本県の文化・観光資源のイメージアップを図り、徳島ファンの拡大を図ることができる内容となっているか
成果品等の具体的な提案について	クオリティの高い成果品等が期待できるか。
類似業務の実績について	類似業務を円滑に遂行した実績を有しており、その知識・ノウハウ・経験等を十分に生かせることが期待できるか。
経費積算の妥当性について	積算に妥当性があるか。

(3) 評価方法

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づき、受託者選定委員会の意見（採点等）を聴取した上で評価する。受託者選定委員会の評価内容に関する質問や異議は受け付けない。

(4) 最優秀提案者の選定

選定委員会は、(3)の総合点が最も高い応募者を最優秀提案者に選定し、県に報告するものとする。報告を受けた者を、契約予定者として当該業務に係る随意契約の相手方とする。

- (5) 結果の通知
評価結果は、企画提案書を提出した全ての者に対し、文書により通知するとともに、結果を県のホームページにて公表する。
- (6) 評価対象からの除外
次のいずれかに該当した場合は、失格（選定対象から除外）とする。
ア 「3 参加資格」を満たさない者
イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
ウ 2案以上の企画提案をした場合
エ 他の提案者と企画提案の内容またはその意思について相談を行った場合
オ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (7) 提案者が1者であった場合の取扱い
提案者が1者であった場合は、その提案内容を受託者選定委員会において評価した上で、採否を決定する。
- (8) 審査の結果、適切な事業者がない時は、委託事業者なしとした上で再募集を行う。

6 提出書類等に係る質疑

- (1) 質問の受付期限
令和6年5月2日（木）午後5時まで（必着）
- (2) 質問の提出
質問は、質疑書（様式第1号）により行うものとし、4の(4)に示す提出先まで電子メール又はファクシミリにより送付するものとする。
なお、口頭での質問は受け付けない。また、送付後に必ず電話で着信を確認すること。
- (3) 質問の内容
原則として、当該委託業務に係る条件や参加手続きに関する事項に限るものとし、企画提案書の提出状況や積算に関する内容は受け付けない。
- (4) 質問に関する回答
電子メール又はファクシミリにより回答し、随時、徳島県のホームページ内、「組織」のページ内、「関西本部」のページ内にも掲載する。
(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/soshiki/keizaisangyoubu/kansaihonbu/>)

7 日程

令和6年4月25日（木）	募集開始
令和6年5月2日（木）	質疑書の提出締切り
令和6年5月7日（火）	参加申込書の提出締切り
令和6年5月17日（金）	企画提案書、見積書の提出締切り
令和6年5月下旬	受託者選定委員会 (企画提案書等のヒアリング審査)
令和6年5月下旬	選定結果通知・契約締結

8 契約に関する事項について

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の一部を変更することがある

事に加え、受託者選定委員会委員から出た意見について、出来るだけ業務内容に反映させることとする。

- (2) 協議が整った場合に契約を締結する。契約書を作成し、その契約条項については、契約予定者と協議して定める。

9 その他の留意事項について

- (1) 企画提案に要する全ての経費は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類は、当該事業者が無断で二次的な使用は行わない。
- (4) 提出期限後の提出書類の提出、再提出及び差し替えは原則として認めない。
- (5) この業務により知り得た秘密は、他人に漏らさないこと。